

## 第 2 期宮城県国民健康保険運営方針の策定について

### 1 概要

#### (1) 趣旨

宮城県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2の規定により、県及び県内市町村が一体となって国民健康保険を安定的かつ効率的に運営することを目的として、県が策定するものであるが、平成30年1月に策定した国保運営方針の対象期間が令和3年3月31日で満了となることから、改めて、国が策定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」に基づき、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の対象期間とした第2期国保運営方針を策定するもの。

#### (2) 県における今後の予定

- ・第2期国保運営方針（案）に関するパブリックコメント（募集期間：令和2年10月28日～11月27日）及び県内市町村に対する意見照会（令和2年11月13日〆切）の結果を反映した上で最終案を作成
- ・上記最終案について本年12月中旬に開催する県の国保運営協議会に諮問
- ・令和3年2月上旬に開催する県の国保運営協議会で第2期国保運営方針を決定

### 2 現行の国保運営方針からの主な変更点について

#### (1) 赤字解消・削減の取組，目標年次等(案 P10)

- 赤字が生じた市町村は、赤字削減・解消のための基本方針や実効的・具体的な対策，目標年次等を定め、県と協議を行うこととされた。
- 県は、法定外繰入等を解消する観点から、市町村ごとに赤字の要因分析を進めるとともに、法定外繰入等の額を含む状況の公表（見える化）に努めることとされた。

#### (2) 財政安定化基金の運用(案 P11)

- 特例基金（激変緩和分・財政基盤強化分）について、原則令和5年度までの間、激変緩和措置等国保事業の健全な運営の確保のための費用に充てることができること、決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を特例基金に積み立てること等も含め、県と市町村の間で協議し検討していくこととされた。

#### (3) 将来的な保険料（税）水準の統一(案 P12)

- 保険料（税）水準の統一に向けた議論を深めるため、統一化の定義や前提条件等、さらには標準保険料率と実際の保険料率の公表（見える化）等から検討していくこととされた。

#### (4) 納付金の算定方式等(案 P13)

- 医療費指数反映係数 $\alpha$ について、市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、徐々に0に近づけていくための議論を進めていくこととされた。

#### (5) 収納率目標の設定(案 P17)

- 現年課税分に係る県平均収納率の目標について、第2期運営方針の最終年度（令和5年度）までに平成30年度の全国上位2割相当の収納率（95%）の水準に達することとされた。

(6) 医療費の適正化に向けた取組(案 P23)

- 引き続き県と市町村が連携して、後発医薬品の正しい知識を被保険者に伝えるとともに、更なる後発医薬品の使用を促進し、使用率について80%以上を維持することとされた。

(7) 保健事業等の取組の充実・強化(案 P23~P24)

- 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や、県による適正かつ効率的な支援の実施、保険者努力支援制度の事業費分・事業費連動分の新設に伴う各種保健事業の一層の取組を推進していくこととされた。

### 3 第2期国保運営方針(案)に対する本市の意見(案)について

平成30年度の国民健康保険制度改革から2年が経過し、県及び県内市町村においては、平成30年1月に策定された宮城県国民健康保険運営方針に基づき、財政健全化、事務の標準化及び効率化、医療費適正化の取組を進めてきた。

今後、県及び県内市町村においては、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化(法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進など)、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化が求められている。

このことを踏まえ、今回の第2期国保運営方針の策定後においても、より安定的な国保運営につながるよう、県内市町村と丁寧な意見交換を行いながら本運営方針に盛り込まれた各種取組を着実に実施されたい。

併せて、将来的な保険料水準の統一に向けた議論を進めるにあたり、医療費水準の高い団体と低い団体の格差を縮めるために、医療費水準の地域差に係る要因を分析し、その結果に基づき保険者として県が主体的に対策を講じられたい。